

山都町有機農業振興事業補助金 概要

1. はじめに

山都町の有機農業面積及び有機 J A S 面積の拡大、有機農業に取り組む経営体の増加を目的として有機農業の推進を図るため、有機農業振興事業を実施します。

2. 対象者

- (1) 山都町内に住所を有する者であること。
- (2) 有機農産物の生産行程管理者（団体の場合は、1 名以上生産行程管理者を含んだ団体。）であること。

3. 補助内容等

(1) 有機 J A S 拡大支援事業

区分	内容	補助事業者	補助率
有機 J A S 認証事業	有機 J A S の認証に係る経費を補助する。	新規生産行程管理者	補助対象経費の 10/10
		継続生産行程管理者	補助対象経費の 8/10
有機 J A S 面積事業	有機 J A S 認証拡大面積に応じて補助する。	生産行程管理者	認証拡大面積に応じ 12,000 円/10a

(2) 有機農産物流通機械施設整備事業

内容	補助事業者	補助率、補助額
事業費が 20 万円以上の有機農産物の貯蔵、流通に係る機械導入、施設整備を補助する。	生産行程管理者又は生産行程管理者を 1 名以上含む団体。	補助対象経費の 1/2 限度額 1,000,000 円

4. 補助対象 ※有機農産物流通機械施設整備事業

前提として、有機農産物（JAS 認証ほ場で収穫したもの）に係るものであること

- ・貯蔵のための保冷库の導入、施設整備
- ・作業効率を上げ、省力化をはかるための洗い機、毛羽取り機等の機械導入
- ・流通に関する機械及び施設整備について、JAS の小分けを必須とするものは、JAS 小分けを取得している施設への導入に限る
- ・機械導入及び施設整備は、山都町内に設置するものに限る

5. 補助対象外 ※有機農産物流通機械施設整備事業

- ・トラクターなど生産に係る機械導入、施設整備

- ・軽トラック等汎用性が高い機械導入、施設整備
- ・六次産業化など加工に係る機械導入、施設整備
- ・有機 JAS 認証ほ場外の農作物に係る機械導入、施設整備（例：有機農産物の生産行程管理者が JAS 以外の農産物を生産している場合、それに係る機械は対象外となる）
- ・有機 JAS 認証ほ場以外の農産物に使用する可能性がある機械導入、施設整備

6. 補助金の交付条件

- ・事業を中止、事業の期間が延長する場合は速やかに報告すること。
- ・補助金の交付の目的に反しないこと。
- ・他の助成制度による財政支援を受けていない、又は受ける予定がないこと。
- ・事業実施後も適正な管理を行うこと。

7. 補助金の交付申請に必要な書類

本庁農林振興課、各支所地域振興係に設置、町ホームページに掲載しています。

(1) 有機 J A S 拡大支援事業（実績と兼ねる）

- ・交付申請及び実績報告書（様式第 1 の 1 号）
- ・当該年度に登録認定機関により交付された有機 J A S 認定証又は年次調査結果通知書の写し
- ・当該年度の有機 J A S 認証ほ場の一覧が分かる書類の写し
- ・有機 J A S 認定審査料等の領収書の写し
- ・請求書等明細が分かる書類の写し
- ・前年度登録認定機関から交付された有機 J A S の認定証又は年次調査結果通知書の写し（有機 J A S 面積事業を申請する場合に限る。）
- ・前年度の有機 J A S 認証ほ場の一覧が分かる書類の写し（有機 J A S 面積事業を申請する場合に限る。）
- ・請求書（様式第 13 号）

(2) 有機農産物流通機械施設整備事業

- ・交付申請書（様式第 1 の 2 号）
- ・事業計画書（様式第 2 号）
- ・収支予算書（様式第 3 号）
- ・見積書等申請額の根拠となる書類
- ・交付申請時の登録認定機関から交付された有機 J A S 認定証又は年次調査結果通知書の写し
- ・事業実施設計書及び設計図面（工事を施工する場合に限る。）
- ・構成員名簿（団体の場合に限る。）

8. 事業の変更

事業の内容の変更又は補助金の額に変更が生じるときは関係書類を提出が必須です。

9. 実績の報告に必要な書類

本庁農林振興課、各支所地域振興係に設置、町ホームページに掲載しています。

(ア) 有機 J A S 拡大支援事業 (実績と兼ねる)

(イ) 有機農産物流通機械施設整備事業

- ・実績報告書 (様式第 9 号)
- ・事業実績書 (様式第 1 0 号)
- ・収支精算書 (様式第 1 1 号)
- ・出来高設計書及び出来高図面 (工事を施工する場合に限る。)
- ・写真
- ・納品書の写し (直営施工の場合に限る。)

10. 申し込み・お問い合わせ

山都町役場 農林振興課 有機農業推進室 電話：7 2 - 1 1 3 6

(各支所地域振興係でも受け付けします。)